

# 年度経営計画

令和8年度

名古屋市信用保証協会

# 1 経営方針

## (1) 業務環境

### ① 当地区の景気動向

当地区の景気は緩やかに回復している。  
個人消費は物価上昇の影響などがみられるものの、底堅く推移している。公共投資は高水準で推移している。設備投資は増加している。住宅投資は弱い動きとなっている。  
輸出と生産は増加基調にある。雇用・所得情勢は緩やかに改善している。  
また、消費者物価（除く生鮮食品）は前年を上回っている。

（日本銀行名古屋支店「東海3県の金融経済動向（2026年3月）」より）

### ② 中小企業者を取り巻く環境

名古屋市景況調査（令和7年下期調査）（※1）によると、業況判断では市内中小企業の総合景況DI（※2）が全体で▲14となり、令和7年上期（▲30）から上昇した。業種別にみると、建設業、製造業、卸売業、小売業、サービス業のいずれも上昇した。また、売上高DI、経常利益DIも上昇し、主要3指標とも上期から上昇した。その他の判断では、需給状況、資金繰りDIは上昇した一方で、在庫、借入難易度、製品（販売）価格DIは横ばいで推移し、雇用状況、原材料（仕入）価格DIは低下した。

令和8年上期の予想では、総合景況DIが全体で▲16と横ばいとなり、経常利益DIも横ばいと見込む一方で、売上高DIは低下すると見込まれている。その他の判断では、需給状況、在庫、雇用状況DIは横ばい、資金繰り、借入難易度、原材料（仕入）価格、製品（販売）価格DIは低下すると見込まれている。

経営上の問題点としては、建設業、サービス業は「人手不足」、製造業は「原材料価格の上昇」、卸売業、小売業は「需要の減少・停滞」が多く挙げられている。

# 1 経営方針

また、過去1年間に設備投資を行った企業は29.6%で、令和7年上期の実績（24.0%）から増加したが、今後1年間に設備投資を行う予定の企業は28.9%と今回の実績から低下すると見込まれている。

(※1) 名古屋市景況調査（令和7年下期調査）・・・名古屋市経済局令和8年1月公表

(※2) DI・・・D i f f u s i o n I n d e x 業況判断指数

# 1 経営方針

## (2) 業務運営方針

長引く原材料価格の高騰や物価高、人手不足等、中小企業者が抱える経営課題は多様化・複雑化しており、経営環境は依然として厳しい状況にある。こうした中、多岐にわたる中小企業者の経営課題に対応するため、積極的かつ柔軟な資金繰り支援を継続していくとともに、経営改善支援、事業再生支援、再チャレンジ支援等を中小企業者に寄り添いながら金融機関・関係機関等と連携し、一歩先を見据え積極的に行っていく。

中期事業計画（令和6年度～令和8年度）の最終年度である令和8年度は、各部門が中期事業計画の基本方針に掲げる以下の主要項目について重点課題を挙げて取り組んでいく。

- ① 中小企業者のライフステージに応じた保証推進
- ② 挑戦する中小企業者に対する金融支援・経営支援の一体的取組み
- ③ 効果的・効率的な債権管理
- ④ 内部統制の充実・強化
- ⑤ 健康・幸せ経営の実践
- ⑥ DXに向けた取組み
- ⑦ 地方創生・SDGs推進の取組み

重点課題への取組みにあたり、全ての役職員がお互いに敬意と協調性を持って意識と行動のベクトル合わせを行い、誠実かつ意欲的に業務運営を行っていく。これにより「地域に根ざした持続可能な（サステナブル）信用保証協会」を目指して、経営理念に掲げる「中小企業者の良きパートナーとして金融の円滑化と経営基盤の強化を図り、地域経済や社会の発展に貢献」という存在意義（パーパス）を貫いていく。

## 2 重点課題

### 【保証部門】

#### (1) 現状認識

コロナ禍で増大した債務の返済負担に加え、長引く資源・原材料高、物価高、人手不足、人件費高騰、さらには米国追加関税措置による影響等、中小企業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況下であり、多くの経営課題を抱えている。

こうした状況を踏まえ、金融機関や関係機関との連携を一層強化し、適切な役割分担のもとで中小企業者の経営状況の変化を早期に把握する態勢を構築しつつ、ライフステージに応じた積極的かつ柔軟な資金繰り支援を展開するとともに、地域における創業や中小企業者の経営改善・事業再生・再チャレンジにつながる保証を推進し、地域経済の活性化や地方創生等に貢献していくことが重要である。

#### (2) 具体的な課題とその解決のための方策

##### ① 金融機関との対話を通じた連携強化による中小企業者のライフステージに応じた保証推進等

ア 金融機関との情報交換、意見交換を通じて対話を深め、中小企業者に関する支援方針や情報を収集・蓄積することにより認識の共有化を図りつつ、金融機関との連携・協働による適切な役割分担を通じて、中小企業者のライフステージに即した保証制度を提案し、資金繰り支援の推進に努める。

また、経営支援部門と連携し、中小企業者の経営課題に応じた金融支援と経営改善支援・事業再生支援・事業承継支援等に一体的に取り組む。

イ 令和7年11月に閣議決定された「『強い経済』を実現する総合経済対策」の趣旨を踏まえ、国の保証制度「協調支援型特別保証制度」や令和8年3月に創設された名古屋市の融資制度「経営強化支援資金 貸上げ環境整備資金」等を活用し、中小企業者の多岐にわたる経営課題に対応した資金需要に応じていくとともに、同年3月に創設された国の保証制度「モニタリング強化型特別保証制度」の利用推進等を通じて中小企業者の予兆管理を強化し、早期の経営改善につなげる。

## 2 重点課題

### 【保証部門】

#### ② 金融機関・名古屋市等との連携によるセーフティネット機能の発揮、地方創生・SDGsへの貢献等

ア 自然災害等の危機時において国や名古屋市の政策保証を活用した迅速な資金繰り支援を行い、地域金融におけるセーフティネット機能を果たすとともに、借換保証による返済条件緩和先への正常化支援や、経営改善に努力している先の実情に応じた柔軟かつきめ細やかな対応による資金繰り支援に努める。

イ 金融機関や名古屋市等と連携してSDGs関連保証等の利用を促進し、SDGs及び地方創生に貢献していく。

ウ 金融機関や名古屋市と連携し、地域の課題やニーズに対応した保証制度の創設や見直しを行い、保証制度を充実、発展させることにより、お客様目線に立った利便性及び満足度の向上を図る。

エ 金融機関や関係機関と連携した各種中小企業関連フェア等へ積極的に参加し、保証制度の周知を図るなど、当協会の存在意義を示す。

#### ③ 創業支援・再挑戦支援の促進

スタートアップを始め起業に挑戦する意欲を有する者を後押しするため、金融機関と連携して経営者保証を不要とする「スタートアップ創出促進保証制度」等の創業関連保証を積極的に周知し、利用を促進する。

また、過去に破産や廃業等を経験している経営者に対しては、過去の経験を活かした事業計画等を踏まえた上で、「再挑戦支援保証」を活用する。

#### ④ 経営者保証に依存しない融資慣行の浸透、定着

「事業者選択型経営者保証非提供制度」等を金融機関を介するなどして積極的に周知し、中小企業者のニーズに応じて活用することで経営者保証に依存しない融資慣行の浸透・定着を引き続き図っていく。

#### ⑤ 職員の目利き能力等の向上

研修や事例研究会等の実施に加え、中小企業者と対話する機会を増やすことを通じて、職員の目利き能力・事業性評価能力等企業診断能力を高め、中小企業者の実情を考慮した保証審査に努める。

## 2 重点課題

### 【経営支援・期中管理部門】

#### (1) 現状認識

中小企業者の抱える課題が多様化・複雑化する中、それぞれのライフステージに応じたきめ細やかな支援が不可欠となっている。そのため、金融機関を始めとする関係機関との連携をさらに強化し、経営改善や事業再生、再チャレンジ支援等の施策を先延ばしすることなく、中小企業者に寄り添い、一歩先を見据えた主体的な取組みを一層推進する必要がある。併せて、経営者の高齢化等に伴う事業承継支援にも積極的に取り組み、地域経済の活性化に寄与することが重要である。

また、中小企業者との直接対話等により、条件変更や借換えによる正常化支援に注力し、代位弁済の抑制に一層努めることが肝要である。

#### (2) 具体的な課題とその解決のための方策

##### ① 中小企業者の課題に応じた適切な経営改善支援・事業承継支援

ア 国の「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」事業及び令和8年度から支援対象が拡充された名古屋市の「ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金等利用者への経営支援事業補助金」事業を活用しつつ、金融機関や関係支援機関と連携し、伴走型の経営支援を行う。

経営支援の実施にあたっては、保証付融資の割合が高い中小企業者など重点的に支援する先を特定した上、企業訪問による現状把握・アドバイス等を行いながら、必要に応じて専門家派遣による個別診断や経営改善計画の策定、計画策定後のフォローアップ支援を行うなど、主体的に一歩先を見据えた早期の経営改善支援を実施する。

イ 「伴走支援パートナー」の活動を始めた営業部門との連携により、予兆管理を強化して中小企業者の経営状況の変化を早期に把握し、迅速な経営改善支援を行う。

ウ 事業承継が課題である中小企業者に対し、愛知県事業承継・引継ぎ支援センター等関係支援機関を案内した上で、必要に応じて専門家派遣を行う。

また、同支援センター等と協力し、定期的に「事業承継個別相談会」を開催するほか、後継者の育成を含めた事業承継支援策の推進を図る。

なお、事業承継やM&Aなど株主等が変更することが判明した場合は、金融機関の判断を踏まえて経営者保証の解除等を検討する。

## 2 重点課題

名古屋市信用保証協会

### 【経営支援・期中管理部門】

エ 部署横断的な組織である「伴走支援パートナー」や「女性経営者支援チーム『なごもっと!』」、「事業再生支援チーム」の活用を通じ、創業支援・経営改善支援・事業再生支援にかかるノウハウを共有し、経営支援の取組強化と職員の経営支援能力の底上げを図る。

オ 経営支援先への専門家派遣終了後、定期的にモニタリング訪問するとともに、経営支援の効果検証のためにCRD（※）の財務点数及び営業利益率を指標とし、経営支援実施先のうちそれぞれの指標が改善した先の割合が、未実施先におけるそれぞれの指標が改善した先の割合をとともに上回ることを目標とするなど、PDCAサイクルの実施を通じて今後の経営支援の改善につなげる。

（※）一般社団法人CRD協会が運営する信用リスク分析に利用されるデータベース。

### ② 関係支援機関との連携による経営改善支援・事業再生支援の強化

ア 「あいち企業力強化連携会議」・「ノウハウ共有分科会」の開催を通じて関係支援機関における支援情報の共有を図るとともに、「愛知活性化ファンド」への出資を通じ、地域全体での経営支援・再生支援に取り組む。

イ 経営改善や事業再生に取り組む中小企業者に対して、運営事務局として「経営サポート会議」を適宜開催し、取引金融機関や愛知県中小企業活性化協議会を始めとする関係支援機関との連携・協力による早期の経営改善や事業再生に導く。

ウ 保証付融資の割合が高い中小企業者を中心に重点的に支援を行う先を特定し、取引金融機関と連携の上、経営改善支援や事業再生支援の必要性を検討し、必要に応じて中小企業活性化協議会への相談の持込みや中小企業事業再生ガイドラインの活用による支援を行う。

エ 事業再生について意欲と可能性がある中小企業者に対しては、回収部門と連携し、求償権消滅保証により事業再生を図る。

また、事業継続中の求償権先に対し企業訪問・専門家派遣を行い、生産性の向上や事業再生を促し、求償権の早期解決、金融取引の正常化を目指す。

## 2 重点課題

### 【経営支援・期中管理部門】

#### ③ 創業支援の拡充

ア 創業予定者に対し、創業準備から創業計画の策定、資金調達等のアドバイスまできめ細やかな支援に取り組むとともに、名古屋市や関係機関と連携しつつ、創業に関する各種セミナーや説明会の開催、「スタートアップ創出促進保証制度」の利用促進等により、創業機運の一層の醸成を図る。

また、女性創業者に対しては、「女性経営者支援チーム『なごもっと！』」を活用して個々のニーズに応じた支援を行う。

イ 創業保証後間もない中小企業者に対し、定期的なモニタリングを実施し、必要に応じて適切な専門家を派遣するなど、経営の安定に向けたフォローアップにより、事業の成長を後押しする。

ウ 大学等関係機関における将来の起業家育成事業への協賛等を実施するなど、創業機運の醸成を図る。

#### ④ 期中支援の強化

ア 返済条件緩和先のうち、正常化の見込みがある先については、取引金融機関と連携して借換えによる正常化を積極的に支援する。

また、当面正常化が見込めない先については、条件変更にて柔軟に対応するとともに、必要に応じて専門家派遣等による経営改善や企業体質強化へのサポートに努める。

イ 分割返済不履行による事故報告受領先については、中小企業者と直接対話することで実態を把握し、金融機関や保証部門と連携を図り、条件変更や借換正常化を働きかける。

法的整理等、代位弁済回避が困難と判断される先については、金融機関と連携して迅速かつ適切に代位弁済手続きを行い、当該中小企業者と関係人の早期事業再生及び生活再建につなげる。

#### ⑤ 代位弁済の抑制

中小企業者との直接対話、金融機関や保証部門との連携により、柔軟な条件変更対応や借換正常化に注力するとともに、融資実行後、早期に代位弁済に至った事案等について、保証部門と合同の事例研究会を開催して経緯・原因等を検証し、代位弁済の抑制につなげる。

## 2 重点課題

### 【回収部門】

#### (1) 現状認識

資源・原材料価格の高騰や物価高等の影響により、中小企業者の経営環境は依然として厳しい状況が続いており、代位弁済は引き続き高水準にある。

また、国の施策により担保や保証人を徴求していない求償権が累増することで、回収環境は厳しさを増している。

このような状況の中、代位弁済後早期に効率的な管理・回収に着手し、回収の最大化を図るとともに、事業再生、経営者の再チャレンジ及び生活の再建という目線も取り入れ、債務者等関係人の状況を踏まえたきめ細やかな対応に努めることが重要である。

#### (2) 具体的な課題とその解決のための方策

##### ① 早期着手等による回収の最大化

ア 新規の求償権案件について、代位弁済後早期に調査・折衝を行い関係人の状況を把握して回収方針を決定し、効果的に回収の最大化を図る。

イ 督促に対して返済も連絡もない不誠実な債務者・連帯保証人に対しては、時機を逸することなく法的措置を講じ、早期の返済開始を促す。特に、有担保求償権については事業継続中か否かに配慮しつつ、担保物件の任意売却や不動産競売等により早期回収に努める。

##### ② 事業者等の再生支援

ア 事業を継続しながら誠実に返済をしているなど事業再生のための自助努力を行う債務者に対し、求償権消滅保証などによる再生支援に取り組む。

イ 誠実に返済をしてきた連帯保証人について、その資力に応じた一定の弁済がなされた場合には、生活再建を支援するため、一部弁済による連帯保証債務免除を行うなど、個々の実情をよりきめ細かくフォローし、連帯保証人に寄り添った支援を行う。

##### ③ 回収の効率化

法的措置が終了するなど回収見込みのない求償権については、速やかに管理事務停止及び求償権整理を実施して、回収見込みのある求償権へ注力し、回収事務の効率化を図る。

## 2 重点課題

### 【その他間接部門】

#### (1) 現状認識

「中小企業者の良きパートナー」として地域に根ざした持続可能な信用保証協会を目指すうえで、内部統制態勢を強化し、経営の健全性・透明性を確保することが不可欠である。また、ペーパーレス化・デジタル化を進めることで業務の効率化を図るとともに、職員は大切な財産（タカラ）であるとの思いのもとに人材への積極的な投資によりウェルビーイング（健康・幸せ）を高め、活気と働きがいのある職場づくりを推進していく必要がある。そのうえで、地方創生や地域経済の活性化に貢献していくことが重要である。

#### (2) 具体的な課題とその解決のための方策

##### ① 内部統制態勢の充実・強化

内部統制については、内部統制基本方針に掲げる次の4つを重点項目とし、業務マニュアル等の整備、研修、情報発信等を行い、役職員の意識と知識の向上に努めるとともに、PDCAサイクルの実施を通じて、内部統制態勢の充実を図る。

##### 【コンプライアンス】

コンプライアンス・プログラムに基づき研修等を実施し、その効果や遵守状況の確認・検証を行う。

##### 【リスク管理】

リスク管理要領に基づき、リスクの洗い出しから検証・改善までの実施プロセスを構築することにより態勢の充実を図る。

##### 【資産管理】

関連規程及びマニュアル等に基づく情報システムの安定稼働、個人情報等の情報管理及び資産保全の実施状況について適宜検証を行い、必要に応じて研修を行うとともに、改善を図る。

##### 【危機管理】

緊急事態発生時等に迅速かつ適切に対応するため、業務継続計画の周知徹底、不断の見直し、継続的な教育・訓練及び検証を行う。

## 2 重点課題

### 【その他間接部門】

#### ② 反社会的勢力への対応

ア 反社会的勢力に対して、毅然たる態度で臨むという姿勢を公式Webサイト等を通じ引き続き明確に表明する。

イ 弁護士、警察及び愛知県暴力追放運動推進センター等との連携、全国信用保証協会連合会の「反社会的勢力等情報共有化システム」及び「新聞・雑誌記事横断検索」の活用並びに研修の実施等により、反社会的勢力による不正利用や詐欺的行為の未然防止等を図る。

#### ③ ハラスメントの防止

「ハラスメント防止方針」、「ハラスメント対応マニュアル」等のもと、ハラスメントは人権侵害に当たるとの認識を持ち、研修や情報提供などを通じて周知・啓発を強化し未然防止を図るとともに、1on1ミーティングの実施などにより風通しがよく働きやすい職場づくりに努める。

また、法改正に伴うカスタマーハラスメント対策の義務化を見据え、「カスタマーハラスメント対策マニュアル」等の策定を進める。

#### ④ 健康・幸せ経営の推進

「健康・幸せな職場づくり基本方針」、「心の健康づくり・過重労働対策推進計画」等に基づき、勤務環境の整備・充実、過重労働対策を含めた役職員等の体と心の健康の維持・増進及び人材開発・活躍の推進により、健康で幸せを実感できる組織風土の形成を図る。

#### ⑤ 広報活動の推進

当協会の取り組みや信用保証制度等について、公式WebサイトやSNS等の各種媒体により積極的な情報発信に努める。

また、適宜新しい広報手段を検討しつつ、ノベルティグッズやパブリシティの活用により知名度向上を図り、当協会の存在感を示していく。

## 2 重点課題

### 【その他間接部門】

#### ⑥ 人材の活躍推進

令和7年3月に策定した「人財戦略方針」に基づき、人材の確保・育成に取り組む。

ア 経営理念に共感して協働できる人材を確保し、研修等を通じて職員の業務遂行能力の向上、コミュニケーションスキル及び支援マインドの醸成を図るとともに、業務関連資格の取得や通信教育講座の受講を推奨・支援することにより、職員のさらなるスキルアップを図る。

イ 全国信用保証協会連合会等が主催する外部研修へ職員を積極的に参加させることにより、専門的知識の向上を図る。

ウ 「女性活躍・子育て支援プログラム」の推進等により、働き方改革や女性の活躍推進、仕事と育児・介護の両立を支援するなど、ワーク・ライフ・バランスが図られ多様な人材が活躍できる、活気と働きがいのある職場づくりに努める。

エ 職場のOJTの充実や育成風土の醸成を図り、職員のキャリア形成や能力開発を促進するとともに、関係機関等への出向・派遣等の経験を積ませることにより、経営改善支援・事業再生支援等にかかる人材やDX推進に向けたデジタル人材を育成していく。

#### ⑦ DXに向けたデジタル化、業務の効率化等

ア 保証申込の電子化を始めとした業務のデジタル化を推進し、業務の効率性・生産性を高め、保証利用環境の整備・利便性の向上に努める。

また、令和8年度から開発が始まる次期COMMONシステム（※）を見据えた内部システム等の整備を進める。

イ 業務評価制度、業務改善・新商品等提案制度などにより、職員の意欲・意識の向上を図るとともに、内部事務のペーパーレス化・デジタル化など一層の業務効率化に取り組むことで生産性向上・経費削減を図る。

ウ 「中小企業支援・金融機関連携委員会」を定期的に開催し、各部門で講じている金融機関との連携や中小企業者へのさまざまな支援策等について組織横断的に共有を図るなど、内部の連携を一層強化する。

（※）平成19年（2007年）5月より稼働している信用保証協会の共同システム。

## 2 重点課題

### 【その他間接部門】

#### ⑧ SDGsの推進

SDGsを推進する保証制度や社会貢献活動、環境保全の取組み等を通じてSDGsの推進を図ることで、「SDGs未来都市」名古屋の発展に貢献する。

#### ⑨ 地方創生への貢献

職員一人一人が当協会を代表する意識のもと、名古屋市シティプロモーション「ブランドパートナー」として情報発信を行い、地方創生に一層の貢献を果たす。

## 3 事業計画

名古屋市信用保証協会

(単位：百万円)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
保証承諾	200,000	90.9%	97.6%
保証債務残高	850,000	94.3%	93.7%
保証債務平均残高	876,000	94.6%	94.3%
代位弁済	21,000	100.0%	114.1%
実際回収	1,900	100.0%	89.6%
求償権残高	7,328	92.5%	115.2%

## 積算の根拠（考え方）

## ・保証承諾

伴走支援型特別保証制度の終了後、保証承諾額は減少傾向にあるが、原材料価格の高騰や物価高、人手不足等の影響により中小企業者にとって厳しい状況が続いていることから一定の資金需要を見込み、2,000億円（令和7年度実績見込に対して97.6%）とした。

## ・代位弁済

柔軟な条件変更対応や借換えによる正常化に注力するなど代位弁済の抑制に努めるものの、原材料価格の高騰や物価高の長期化等により先行き不透明な状況が続いており、資金繰りの悪化により代位弁済に至る先の増加も懸念されることから、210億円（令和7年度実績見込に対して114.1%）とした。

## ・実際回収

代位弁済の増加が見込まれるが、担保や保証人を徴求していない求償権が増加するなど回収環境は厳しさを増すことが予想されるため、19億円（令和7年度実績見込に対して89.6%）とした。

## 4 収支計画

(単位：百万円)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比	保証債務 平残比
経常収入	10,558	97.9%	98.2%	1.21%
保証料	8,655	93.9%	94.5%	0.99%
運用資産収入	556	136.3%	124.9%	0.06%
責任共有負担金	1,255	119.5%	119.1%	0.14%
その他	92	78.0%	102.2%	0.01%
経常支出	6,327	101.7%	99.9%	0.72%
業務費	2,033	104.1%	105.5%	0.23%
借入金利息	-	-	-	-
信用保険料	3,767	98.0%	94.7%	0.43%
責任共有負担金納付金	496	124.3%	123.7%	0.06%
雑支出	31	106.9%	114.8%	0.00%
経常収支差額	4,231	92.7%	95.8%	0.48%
経常外収入	26,878	97.3%	103.3%	3.07%
償却求償権回収金	97	88.2%	89.8%	0.01%
責任準備金戻入	6,579	100.5%	100.7%	0.75%
求償権償却準備金戻入	2,160	96.2%	100.5%	0.25%
求償権補填金戻入	18,042	96.4%	104.7%	2.06%
その他	-	-	-	-
経常外支出	28,328	98.2%	104.4%	3.23%
求償権償却	19,363	99.0%	105.3%	2.21%
責任準備金繰入	6,313	98.8%	96.0%	0.72%
求償権償却準備金繰入	2,649	92.1%	122.6%	0.30%
その他	3	60.0%	20.0%	0.00%
経常外収支差額	△ 1,450	-	-	△ 0.17%
制度改革促進基金取崩額	-	-	-	-
収支差額変動準備金取崩額	-	-	-	-
当期収支差額	2,781	82.8%	84.0%	0.32%
収支差額変動準備金繰入額	1,390	82.8%	84.0%	0.16%
基金準備金繰入額	1,391	82.8%	84.0%	0.16%
基金準備金取崩額	-	-	-	-
基金取崩額	-	-	-	-

## 積算の根拠（考え方）

- ・「保証料」については、保証承諾額や保証債務残高の見込額等より算出した。
- ・「運用資産収入」は、有価証券利息配当金と預け金利息を計上した。
- ・「責任共有負担金」については、責任共有対象の代位弁済額等をもとに積算した。
- ・「業務費」については、節減努力を織込みつつ必要額を計上した。
- ・「信用保険料」については、保証承諾額や保証債務残高の見込額等より算出した。
- ・「責任共有負担金納付金」については、責任共有対象の填補率等をもとに積算した。
- ・「責任準備金戻入」及び「求償権償却準備金戻入」については、前年度繰入額を計上した。
- ・「求償権補填金戻入」については、保険金受領額及び国、市からの損失補償補填金の予定額をもとに計上した。
- ・「求償権償却」については、代位弁済見込みに過去の償却率を乗じて計上した。
- ・「責任準備金繰入」については、保証債務残高に所定の比率を乗じて算出することに加え、条件変更・事故区分にあるものは遷移率を用いて積算した。
- ・「求償権償却準備金繰入」については、求償権残高に所定の繰入率を乗じて計上した。
- ・「収支差額変動準備金繰入額」については、当期収支差額の50/100の範囲内で計上した。
- ・「基金準備金繰入額」については、当期収支差額から収支差額変動準備金繰入額を控除した額を計上した。

## 5 財務計画

(単位：百万円)

		金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
年度中 金融機関 等への 貸付金 ・金	県	—	—	—
	市 町 村	—	—	—
	金融機関等	—	—	—
	合計	—	—	—
基金取崩		—	—	—
基金準備金繰入	1,391	82.8%	84.0%	
基金準備金取崩	—	—	—	
期末基本財産	基金	7,641	100.0%	100.0%
	基金準備金	35,561	104.3%	104.1%
	合計	43,202	103.5%	103.3%

制度改革促進基金取崩	—	—	—
制度改革促進基金期末残高	—	—	—

収支差額変動準備金繰入	1,390	82.8%	84.0%
収支差額変動準備金取崩	—	—	—
収支差額変動準備金期末残高	17,172	109.3%	108.8%

(単位：百万円)

		金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
国からの財政援助		—	—	—
基金補助金		—	—	—
地方公共団体からの財政援助		1,171	158.2%	160.9%
保証料補給 （「保証料」計上分）		336	—	—
保証料補給 （「事務補助金」計上分）		—	—	—
損失補償補填金		825	113.0%	114.9%
事務補助金 （保証料補給分を除く）		10	100.0%	100.0%
借入金運用益		—	—	—

## 名古屋市信用保証協会

積算の根拠(考え方)

- ・「基金準備金」については、当期収支差額から収支差額変動準備金繰入額を控除した13億91百万円を繰入れ、「期末基本財産」を432億2百万円とした。
- ・「収支差額変動準備金」については、当期収支差額の50/100の範囲内の13億90百万円を繰入れ、期末残高を171億72百万円とした。
- ・「損失補償補填金」については、名古屋市と協調して実施している「名古屋市融資制度保証」に係る受領見込額を計上した。

## 6 経営諸比率

名古屋市信用保証協会

(単位：%)

項目	算式	比率	対前年度 計画比増減	対前年度 実績見込比増減
保証平均料率	保証料収入／保証債務平均残高	0.99 %	△ 0.01	0.00
運用資産収入の保証債務 平残に対する割合	運用資産収入／保証債務平均残高	0.06 %	0.02	0.01
経費率	経費【業務費＋雑支出】／保証債務平均残高	0.24 %	0.03	0.03
(人件費率)	人件費／保証債務平均残高	0.14 %	0.01	0.01
(物件費率)	物件費【経費－人件費】／保証債務平均残高	0.10 %	0.01	0.02
信用保険料の保証債務 平残に対する割合	信用保険料／保証債務平均残高	0.43 %	0.01	0.00
支払準備資産保有率	(流動資産－借入金)／保証債務残高	10.03 %	0.65	0.60
固定比率	(事業用不動産＋建設仮勘定)／基本財産	2.48 %	△ 0.16	△ 0.14
基金の基本財産に占める割合	基金／基本財産	17.69 %	△ 0.62	△ 0.59
求償権による基本財産固定率	(求償権残高－求償権償却準備金)／基本財産	10.83 %	△ 1.27	0.78
		7,328 百万円		
基本財産実際倍率	保証債務残高／基本財産	19.68 倍		
代位弁済率	代位弁済額(元利計)／保証債務平均残高	2.40 %	0.13	0.42
回収率	回収(元本)／(期首求償権＋期中代位弁済(元利計))	2.46 %	0.63	△ 0.47

(注) 1 算式中の基本財産は、決算処理後の数値によった。

2 支払準備資産保有率は、業務方法書第7の第1項により2%以上と定めている。

3 固定比率は、業務方法書第7の第2項により25%以内と定めている。

4 求償権による基本財産固定率欄の下段は、年度末の求償権残高を示す。

5 基本財産実際倍率は、定款第7条により60倍以内と定めている。